

令和2年4月8日

保育園・こども園の保護者の皆様へ

中央区福祉保健部子育て支援課・保育課

新型コロナウイルス感染症について 保育園・こども園は臨時休園します

4月7日に発令された国の緊急事態宣言を受け、いま以上の感染拡大を防ぐとともに、お子さまの安全を守るため、**保育園・こども園は臨時休園します**。前例のない困難な状況であることをご理解いただき、各ご家庭で保育していただくようお願いいたします。

① 臨時休園について

令和2年4月13日（月）から5月6日（水）まで全保育所を臨時休園とします。

※医療従事者など就業の関係でご家庭での保育が特に困難な場合は、別紙②「緊急事態宣言発令に伴う保育利用申込書」を4月10日（金）《厳守》までに在籍する園にご提出ください。ただし、これによりお預かりする場合であっても、原則として延長保育のご利用はできません。

② 保育料・給食費について

臨時休園にご協力いただき、全期間ご家庭で保育された場合、4月分は全額免除とします。ただし、別紙②「緊急事態宣言発令に伴う保育利用申込書」を提出された児童の保育料・給食費につきましては、登園の有無に関わらず通常どおり月額分を徴収いたします。なお、4月分の保育料等の徴収・免除方法については、現在検討中です。

※今回の対応は4月6日に東京都が示した緊急事態措置（案）に基づいたものです。今後公表される緊急事態措置の内容や国・都との調整により対応を見直す可能性がありますので、ご注意ください。

※「新型コロナウイルス感染症対策による休園の届出（5月分）」については、4月13日（月）に区のホームページにおいてお知らせします。

関連情報

区ホームページ（新型コロナウイルスに関連した肺炎について）

<https://www.city.chuo.lg.jp/kenko/hokenzyo/kansen/shingatacorona.html>

